

国立公文書館所蔵「慶安中御側衆条目 全」の基礎的考察

小林 夕里子

はじめに

本稿は、国立公文書館内閣文庫所蔵「慶安中御側衆条目 全」について、書誌的な検討を加えた上で、翻刻文を提示し、そこから指摘しうることについて考察するものである。

はじめに松平太郎氏によって明らかにされた側衆の制度的変遷を説明しておきたい。⁽¹⁾

江戸幕府の側衆は寛永期（一六二四～四四）、徳川家光の「御側」中根平十郎正盛に始まる將軍側近役人である。寛永十七年（一六四〇）、久世大和守広之（小姓組番頭兼帯）が側衆に就任し、承応二年（一六五三）には、久世大和守広之（小姓組番頭）・牧野佐渡守親成（書院番頭）・内藤出雲守忠由（小姓組番頭）・土屋但馬守数直（小姓組番頭）の四名がそれぞれ番方の役職を解かれ、側衆に任命される。これ以後、側衆に任命される者は、側衆を専職とすることになるのである。

そして側衆は、享保期（一七二六～三六）に制度的画期を迎える。

これは、徳川吉宗が將軍就任に際し、紀州藩士有馬氏倫・加納久通を幕臣として側衆に起用し、兩人を御用掛（＝御側御用取次）に任命したからである。その後の側衆は、御側御用取次を勤める側衆と、それ以外の一般の側衆により構成されるようになる。

以上の説明によれば、松平氏は側衆の始まりを寛永期の「御側」中根正盛であるとしている。

これに対し、北原章男氏は、『柳宮補任』などを根拠に、中根正盛を側衆の源流とし、側衆の設置を承応二年（一六五三）久世・牧野・内藤・土屋が側衆を専職とした時であるとしている。⁽²⁾しかし、「江戸幕府日記」寛永十七年六月十六日条には、「久世大和守於奥、御側御奉公可仕之旨上意有之、⁽³⁾」という記事が確認できる。この「御側御奉公」とは、承応二年以降の側衆就任者にも使用される文言である。それゆえ筆者は、側衆の設置に関して再検討する必要があると考えている。

本稿では、この課題を解決するための一環として、「慶安中御側衆条目 全」の分析を行い、慶安期（一六四八～一六五二）における御側衆について考察してみたい。

1 国立公文書館所蔵

「慶安中御側衆条目 全」の概要と翻刻

国立公文書館所蔵「慶安中御側衆条目 全」は、慶安四年に側衆に対して申し渡された条文を収録する史料である。同史料は、同館の請求記号一八〇一〇〇一一、全六帖の袋綴じの冊子体であり、寸法は、縦二六・五cm 横八・八cm。表紙には、後題箋で「慶安中御側衆条目 全」と表題が記される。本文の特徴としては、仮名が多用されていることをあげておきたい。

本文末には、「慶安四年十二月廿八日」にこの条文が申し渡されたことが書かれている。しかし、同史料は冊子体で伝存していることから、慶安四年に申し渡されたものを後に筆写したものであると考えられる。

では、「慶安中御側衆条目 全」にみられる条文と同様の写本が他に存在しているのだろうか。①～③について確認してみよう。

- ①『国書総目録』によれば、「慶安中御側衆条目 全」の名称では、国立公文書館内閣文庫に一冊だけ伝存しているのが確認できる。⁽⁴⁾
- ②『徳川実紀』慶安四年十二月二十八日条には、酷似する条目が記されている。⁽⁵⁾ そしてそこには、「武家嚴制録」初出とあるが、同

書を確認しても同様のものは存在していない。⁽⁶⁾

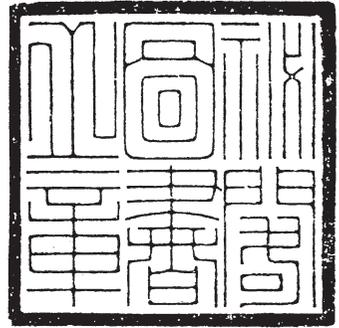
- ③『江戸幕府日記』慶安四年十二月二十八日条には、「一御守衆・御小姓衆・御小納戸衆常々御奉公勤仕之作法、伊豆守・和泉守・豊後守列座有而条目読聞之」とある。つまり、老中列座のもと、御守衆・御小姓衆・御小納戸衆に条目が申し渡されたことは確認できる。しかし、条文の内容に関する記載はない。⁽⁷⁾

「慶安中御側衆条目 全」に収録される条文は、同史料のみで確認することのできるものである。また慶安四年十二月二十八日に、老中列座のもと御守衆・御小姓衆・御小納戸衆に、口頭で申し渡されたものであり、ここで御側衆と称されるのは、のちに役職として確立する側衆ではなく、將軍の御側の衆を表す汎称であると考えられることができる。

次に、同史料が国立公文書館に所蔵されるまでの伝存過程を明らかにしてみたい。本文二頁～三頁に捺印されている二種類（A・B）の蔵書印から検討してみよう。

Aは、「秘閣圖書之章」印（甲種）であり、明治十二年十二月以降、太政官正院歴史課の管理下にあった紅葉山文庫旧蔵書に捺印されたものである。Bは、「日本政府圖書」印であり、内閣文庫において明治十九年二月以降、昭和七年に通用していたものである。⁽⁸⁾

つまり、江戸時代、江戸城紅葉山にある書物蔵に所蔵されていたものが、明治維新後、内閣文庫から国立公文書館に移管されたことがわかる。



A



B

※A・B…『改定・増補 内閣文庫蔵書印譜』（国立公文書館、一九八一年）、p.112-116の図を転載した。

以上の検討結果によれば、「慶安中御側衆条目 全」は、①管見の限りでは、他に写本も存在しないこと、②紅葉山文庫旧蔵本であることから当時の側衆を考察するうえで、重要な史料であると考えられる。

以下に、同史料の全文翻刻を提示したい。

—凡例—

- ① 漢字は、新字体に改めた。
- ② 適宜、句読点・中黒を施した。
- ③ 欠字は一字あけ・平出は二字あけとした。
- ④ A～Kの表記は筆者による。

国立公文書館所蔵「慶安中御側衆条目 全」の基礎的考察（小林）

【史料】

御幼少之部 御側衆御条目

条々

A 一御幼少被成御座候とて 御前をかるしめ、むさと仕たる儀於

被言上者、当座応御気色候とも、御心のまゝにならせられ候

ハ、後々御為不可然、又其身も末々悪事に可成事、

B 一御一門を始諸大名并外様之面々に被相頼、不寄何事取持た

て 被仕間敷候、其外親類・縁者・知音之好を以て 御前にを

ひて取成たて於被仕者、以来御為に不成儀可有之、其上御成長

被遊、其身をも不届可被思召事、

付、直に不申上候とも於 御前なかまにて話之様に右之取

沙汰可有之儀も可為同前、惣而 御前にて公儀をかるしめ

私の話猥にいたさるましき事、

C 一中悪者之儀たりといふとも、私之遺恨をもつて、御前江悪様於

言上者、右可為同前事、

D 一世上之取沙汰承之、諸人善悪之噂むさと 御前江被申上間敷

候、風説にはひいきく有之而実儀者まれ、大形者虚説たる

へく候間、是又同前御為にも不可然、勿論其身をも連々不届可

被思召候事、

E 一御前御心のつかせられず候儀をしらせられ、能事と存候とも、むさと御知恵付たて被申上候ハ、かんかへうすき儀有之而、以来のさ、はりに可罷成候、但被存寄儀於有之者、老中可有相談之事、

F 一被召上物并御めし物、其外御遊等之節風をも不被為引、御あやまち不被遊之様に成程心をつけ可被申候、雖然御表向御作法等之儀者、縦御長座、又御窮屈たるへき儀見及候共、いたわり奉る事御前江被申上間敷候、若以来御気ままにもならせられ候へ者、御為不可然候、但下々にてハ詮議いたされ、其趣老中江可相談事、

G 一不寄何事被 仰付候儀如何被存候事於有之者、先御請旨能被申上之、其上御守衆者老中迄可有相談、御小姓衆・御小納戸衆者御守衆江可被相談事、

H 一御遊興之節、下々の風俗をまなひ御初にも御行儀みたりに被為成候儀被申上間敷候、勿論御遊興之時分者心 御意候様に御相手に可罷成、但御幼少に被成御座候とて 御前をかるしめ御遊過候ハ、手前行儀猥に無之様に心持肝要事、

I 一上覧物并御遊興等之事、被 仰出候儀者各別、此方より被申上候には後々迄も御稽古又者、御たしなみにも可成、事之外、或可心 御気色となし、或面々すきたる義とて当座之御遊興にて 卒競御為に不可然儀をハ被申上ましき事、

J 一御新たかといふとも於 殿中高雑談又不行儀有之、自然喧嘩・

口論出来候者、是又御為に不可然候之間、不断物毎に入念猥之儀無之様に可被嗜事、

K 一御前近面々并奥之坊主共にいたる迄、常々心をつけ、或酒狂、或けむりなる於有之者、不寄誰人、老中まで早々其趣有体に可申達、不慮に狂乱之輩者、所をさらふへからさるの間、雖不及申、不断其心かけ肝要事、

右条々可被相守、此旨若違背之族於有之者、或背御為、或可為万人之妨、然間以一心曲節奉対公儀、不儀甚深之至、不輕其科之間、此条目毎度遂披見二六時中無懈怠、可相嗜者也、

慶安四年十二月廿八日

2 国立公文書館所蔵

「慶安中御側衆条目 全」の内容について

「慶安中御側衆条目 全」は、本文冒頭に「御幼少之部 御側衆御条目」と記されるように、幼少の將軍に近侍する御側衆（御守衆・御小姓衆・御小納戸衆）の守るべき規定である（徳川家綱は、寛永十八年八月三日生まれであり、慶安四年当時は、十歳である）。

本章では、全十一ヶ条（A～K）の記事を内容別に分類し、考察してみた。

(1) 礼儀作法

ここでは、側衆の勤務中における礼儀作法についての規定、A・H・I・Jについてみてみよう。

まずAでは、将軍が幼少であっても、側衆が御前を軽んじるようなことを将軍に対して発言することを禁じている。次にH・Iでは、上覧物や遊興においては、将軍の意向に沿って仕えるべきであり、将軍の行儀が悪くなるような発言を側衆が将軍に対して言うことを禁じている。さらにJでは、殿中での雑談は、喧嘩・口論のもとになるから、将軍のためによくないとしている。

つまり、将軍に対しては、側近である側衆であってもむやみに発言することは、基本的には禁止していることがわかる。

(2) 取成しの禁止

将軍は、幕府の政策決定における最終判断をするため、将軍の御側近く仕える将軍側近は、将軍への直接的な政治的影響力を期待される存在であった。⁽⁹⁾

条文Bでは、次のように記されている。すなわち、一門大名から外様大名まで、誰に頼まれても、将軍との間を取り持つようなことをしてはいけない。また、親類・姻戚・知人の嗜好のために、将軍に対して仲介したりしては、将軍の後々のためによくないとし、直接将軍に言わなくても、側衆の仲間内で、そのような話をするのも同様であり、公儀を軽んじた行為である、と禁止している。

つまり、将軍の側近くに仕えるという職掌上、諸大名や親類などから、将軍への取成しを依頼されることを老中らが懸念し、基本的には禁じられていたことがわかる。

(3) 讒言の禁止

条文C・Dには讒言の禁止について記されている。Cによれば、仲の悪いものに関する讒言を禁止している。Dによれば、世間における噂話を聞いたとしても、むやみに将軍に伝えてはいけない、と禁止している。これも、将軍に近侍する職掌を利用して悪事を行わないように禁止したものである。

(4) 老中への伺いについて

・老中への伺い① — 将軍への諫言 —

条文Eによれば、将軍の至らない点があった場合の対処方法が記されている。すなわち、側衆が将軍の至らない点に気づいた場合、将軍に直接伝えると、むやみに知恵を付けてしまう恐れがあるので、何か思いつくことがあれば老中まで相談するように、と義務付けている。

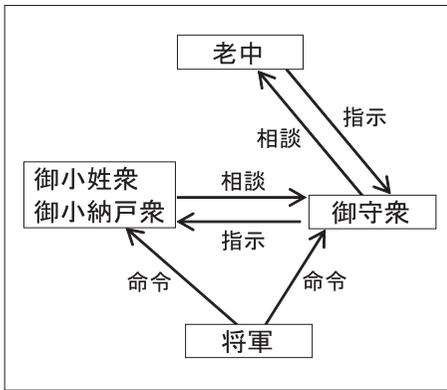
・老中への伺い② — 将軍の教育に関して —

条文Fによれば、将軍の日常生活において風邪などをひかないように気をつけるのは当然のことであるが、表向きでの作法など、人目の多い場所では、たとえ将軍が窮屈そうであっても、側衆は将軍に対し

ていたわるようなことを言うこと禁止し、もし將軍が窮屈そうな場合は、御側衆で詮議したら、それを老中に相談するように、と義務づけているのである。

・老中への伺い③ — 將軍からの言いつけ —

条文Gには次のようにある。すなわち、側衆に対して將軍から言いつけがあり、その言いつけの内容に関して側衆が意見を持った場合も、まずは否定せず、將軍にはお請する旨を伝え、その後それぞれの役職によって処理手順が異なることが記される。図示すると次のようになる。



つまり將軍からの言いつけに関して御側衆が意見を持った場合、御

守衆は、老中に相談する。御小姓衆・御小納戸衆は、御守衆に相談することになっており、もし將軍の言いつけに対して意見を持った場合は、各自で判断せずに、最終的には老中へ伺いを立てる形式であったことが分かる。

・老中への伺い④ — 殿中での狂乱者 —

条文Kは、側衆のみならず、奥の坊主までに該当する規定である。すなわち、突然狂乱する者がいた場合には、老中へ報告するように、と義務づけている。

以上の検討結果によれば、側衆は將軍側近という職務上、將軍と直接会話ができる立場にあることから、諸大名・親類からの取成依頼を受けること、他人の讒言を將軍に伝えること、將軍に対して直接側衆の意見を言うことなど全体的に將軍への発言に関することを禁止されていた。つまり、將軍への政治的な影響を期待される存在ではあるが、基本的には、政治的なことには関与しないように義務づけられていたということになる。

3 側衆就任者の分析

すでに指摘したように、申し渡し対象の御側衆とは、のちに役職として確立する側衆ではない。ここで対象とするのは汎称としての御側衆、つまり將軍の御側の衆を対象とするものである。ここでは、御守

衆・御小姓衆・御小納戸衆が相当する。

そこで申し渡し当時の「御側の衆」の構成について考察してみたい

【表1】。当時の「御側の衆」は、御守衆四人、御小姓衆八人、御小納戸衆九人の合計二十一人により構成されていた。

【表1】

No.	役職	姓名	就任期間	年齢	前任職	後任職	知行高	役職履歴
一	御守衆	佐久間信濃守頼直	慶安三・九・八〜天和一・一〇・六	四四	小姓組番士	卒	七〇〇	小姓組番士↓御守↓卒
二	御守衆	安藤備後守正頼	慶安三・九・八〜寛文一・七・二一	不明	書院番士	辞	八〇〇	小姓組番士↓書院番士↓御守↓辞
三	御守衆	松平備中守正成	慶安三・九・八〜寛文三・八・一六	四二	小姓組番士	卒	八〇〇	小姓組番士↓御守↓卒
四	御守衆	内藤筑後守重種	慶安三・九・八〜万治三・一〇・二一	不明	小姓組番士	辞	六五〇	小姓組番士↓御守↓閉門↓御守↓辞
五	御小姓	松平美濃守信興	(一) 慶安四・六・一三〜万治三・一一・二五(小姓) (二) 万治三・一一・二五〜寛文七・一一・二五(小姓) 兼小姓組番頭	一二	なし	側衆	なし	小姓↓小姓兼小姓組番頭↓側衆↓若年寄↓大坂城代↓京都所司代↓卒
六	御小姓	松平老岐守英信	(一) 慶安四・六・一三〜明暦二・四・二九 (二) 寛永一八・一・一〇	一八	中奥に候す	卒	なし	家綱勤仕↓中奥に候す↓小姓↓卒
七	御小姓	岡部安房守豊明	(一) 寛永一八・一・一〇 (二) 慶安四・六・一三〜万治一・閏二・八	一〇	なし	中奥に候す	なし	小姓↓中奥に候す↓小姓↓辞
八	御小姓	大久保出羽守忠朝	寛永一八・一・一〇〜万治三・一一・二五	一〇	なし	小姓組番頭	なし	小姓↓小姓組番頭↓老中
九	御小姓	牧野因幡守富成	寛永一八・一・一〇〜寛文二・一一・二六	一四	なし	表奉仕	なし	小姓↓表奉仕↓奏者番
一〇	御小姓	菅沼越中守定賞	寛永一八・一・一〇〜三・一〇	九	なし	中奥に候す	なし	小姓↓寄合
一一	御小姓	松平兵庫頭直政	慶安四・六・一三〜?	一一	表に候す	寄合	なし	小姓↓表に候す↓小姓↓寄合
一二	御小姓	久津見又介頼久	慶安三・九・四〜明暦二・五・四	一三	なし	卒	なし	小姓↓卒
一三	御小納戸	梶川庄左衛門重昌	慶安三・八・晦〜万治三・九・四	四八	御膳奉行	卒	三〇〇	書院番士↓御膳奉行↓小納戸↓卒
一四	御小納戸	万年佐左衛門貞頼	慶安三・八・晦〜寛文七・一一・二六	三七	大番士	新番頭	二〇〇	大番士↓小納戸↓新番頭↓卒
一五	御小納戸	鶴殿十左衛門長興	慶安三・八・晦〜延宝五・九・二六	三五	御膳奉行	留守居番	二〇〇	小姓組番士↓御膳奉行↓小納戸↓留守居番↓辞
一六	御小納戸	甲斐五左衛門政之	慶安四・六・一三〜延宝八・一一・二五 (寛文一・八・一六〜寛文一・一一・二六は閉門)	不明	中奥に候す	辞	三〇〇	小姓組番士↓中奥に候す↓小納戸↓小普請↓辞
一七	御小納戸	松平次郎兵衛清行	慶安四・六・一三〜寛文一〇・五・一五	三〇	中奥番士	卒	三〇〇	小姓組番士↓中奥番士↓卒
一八	御小納戸	宮崎半十郎政泰	慶安三・八・晦〜寛文五・八・六	三一	大番士	伏見町奉行	二〇〇	大番士↓小納戸↓伏見町奉行↓京都町奉行兼伏見町奉行↓寄合
一九	御小納戸	遠山半左衛門景則	慶安三・八・晦〜寛文八・一一・八	不明	三九番	大坂定番	五〇〇	大番士↓三九番↓小納戸↓小納戸新番頭↓大坂定番↓寄合
二〇	御小納戸	山岡十兵衛景次	慶安三・八・晦〜寛文九・七・一九	不明	三九勤仕	辞	五〇〇	小姓組番士↓三九勤仕↓西丸小納戸↓辞
二一	御小納戸	成瀬惣右衛門重治	慶安三・八・晦〜延宝五・九・二六	不明	大番士	留守居番	七〇〇	大番士↓小納戸↓留守居番↓寄合

この表は、『寛政重修諸家譜』(統群書類従完成会、一九六四年)、藤井讓治監修『江戸幕府日記』(ゆまに書房、二〇〇三年)により作成した。

まず、御守衆についてみてみよう（No.1〜4）。四人とも前年の慶安三年九月八日に就任している。知行高は、六五〇〜八〇〇石である。前任職は、小姓組番士（三人）と書院番士（一人）である。そして昇進経路上、必ず小姓組番士を経験している者が任命されている。後任職は、辞あるいは卒であり、とくに転任先はない。

次に御小姓衆をみてみよう（No.5〜12）。就任者の在職年数は、二パターンあり、①寛永一八年、家綱誕生当時から就任している古参の者（三名）、②慶安三年あるいは四年に就任している新参の者（五名）、に分類できる。

それぞれの該当者を別個に検討してみよう。

- ①…大久保出羽守忠朝は、十歳から仕えているので、この年二十歳。役職履歴をみると、御小姓衆離任後は、小姓組番頭を経て、老中まで昇進している。牧野因幡守富成は、就任当時十四歳、この時二十四歳。役職履歴は、御小姓衆離任後は、奏者番まで昇進した。菅沼越中守定貞は、就任当時九歳、この時十九歳、小姓から寄合になつている。岡部安房守豊明は、初就任時は九歳、再任時（慶安四年）は十九歳、その後の転任先はない。
- ②…松平美濃守信興は、この時十二であった。その後は、小姓組番頭、御側、若年寄、大坂城代、京都諸司代に就任した。松平屯岐守英信は、十八歳である。松平兵庫頭直政は、この時十一歳、小姓のあと寄合となる。久津見又介頼久は、この時十四歳であり、とくに昇進はない。

小姓に関して共通しているのは、初就任時が幼少であることが多く、十年以上の古参もいることである。

次に御小納戸衆をみてみよう（No.13〜21）。年齢は、三十年代〜四十年代が中心であり、就任年は、慶安三・四年である。知行高は、二〇〇〜七〇〇までいる。昇進経路は、小姓組番士、大番士、書院番士などの番士筋を必ず経由している。

おわりに

国立公文書館所蔵「慶安中御側衆条目 全」に関する、一・書誌的考察、二・条文の分析、三・側衆就任者の分析を行うことで明らかにした内容をまとめておきたい。

一、国立公文書館所蔵「慶安中御側衆条目 全」に収録される条文は、『徳川実紀』に酷似する条文が記されるものの、ほかに写本は存在していない。そして、同書は江戸城紅葉山文庫旧蔵本である。

二、側衆は將軍側近という職務上、將軍と直接会話ができる立場にあることから、諸大名・親類からの取成依頼を受けること、將軍に対して直接側衆の意見を言うこと、他人の讒言を將軍に伝えること、など全体的に將軍への発言に関することを規制する条文が多いことが明らかとなった。つまり、將軍への政治的な影響を期待される存在ではあるが、基本的には、政治的なことには関与しないように義務づけられていたということになる。

三、条文申し渡し時における御側衆は、御守衆四人・御小姓衆八人・御小納戸衆九人の計二十一名により構成されていた。

御守衆は、いずれも慶安三年就任者であり、昇進経路上、必ず小姓組番士を經由していた。御小姓衆は、①寛永十八年、家綱將軍就任時からの就任者、②慶安三・四年の就任者の二パターンに分類できる。昇進経路をみると、なかには、老中や奏者番になるものもいた。御小納戸衆は、慶安三・四年に就任しており、昇進経路上は番士筋を必ず經由している。

以上、「慶安中御側衆条目 全」の検討により、慶安期における御側衆は、「御側御奉公」のみを指すのではなく、御守衆・御小姓衆・御小納戸衆などの將軍の御側の衆を表す汎称であることが明らかとなったのである。

今後の課題としては、慶安期（二六四八～一六五一）段階では御側衆が汎称であったことをふまえて、側衆が制度として確立する過程を明らかにしたい。

注1) 松平太郎『江戸時代制度の研究』、武家制度研究会、一九一九年。

(2) 北原章男「家光政権の確立をめぐる」、『論集日本歴史七・幕藩体制一』、有精堂出版、一九七三年。

(3) 藤井讓治監修『江戸幕府日記―姫路酒井家本―』第九卷、ゆまに書房、二〇〇三年。

(4) 『国書総目録』、岩波書店、一九八九年。

(5) 国史大系編修会『新訂・増補 国史大系 第四十一卷 徳川実紀 第四卷』、吉川弘文館、一九六五年。

国立公文書館所蔵「慶安中御側衆条目 全」の基礎的考察（小林）

(6) 石井良助校訂『近世法制史料叢書―武家嚴制録―』第三卷、創文社、一九五九年。

(7) 前掲注(3)

(8) 『改定・増補 内閣文庫蔵書印譜』、国立公文書館、一九八一年。

(9) 堀新「官位昇進運動からみた藩世界―岡山藩主池田継政の場合―」、『藩世界と近世社会』、岡山藩研究会編、二〇一〇年。

〔付記〕 なお、「慶安中御側衆条目 全」の写真版を次ページ以降掲

載したので、参照されたい。

